

川崎市公害防止資金融資要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成11年川崎市条例第50号）第11条の規定に基づき、中小企業者に対し、公害の発生防止又は環境への負荷の低減等のために必要な資金（以下「資金」という。）の融資を円滑にすることにより、事業者が公害の防止及び環境の保全のために行う取組を促進し、もって市民の健康及び生活環境の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公害 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第2条第1号に規定するもの
- (2) 中小企業者
 - ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する会社及び個人
 - イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合

(取扱金融機関)

第3条 この要綱に基づく融資（以下「融資」という。）を実行する金融機関（以下「取扱金融機関」という。）は、次に定めるものとする。

- (1) 株式会社横浜銀行
- (2) 川崎信用金庫
- (3) 株式会社商工組合中央金庫
- (4) 株式会社静岡中央銀行
- (5) 城南信用金庫
- (6) 世田谷信用金庫
- (7) 芝信用金庫
- (8) 株式会社静岡銀行

(融資の総額)

第4条 市長は、毎会計年度、取扱金融機関が融資する資金の総額を、取扱金融機関と協議の上、定めるものとする。

(資金の種類)

第5条 資金の種類は、次に定めるとおりとする。

資金の種類	対 象
公害防止施設設置資金	公害の発生を防止するために必要であり、かつ、別表第1に掲げる公害防止装置及び当該装置に附属する設備の設置又は改善（以下「公害防止施設の設置」という。）に要する資金
工場移転資金	公害の発生を防止するために必要な工場又は事業場の移転（ただし、別表第2に定める場合に限る。以下「工場等の移転」という。）に要する費用で土地、建物又は機械設備その他の施設の取得に要する資金
低公害型生産設備等設置資金	低公害な設備で、別表第3に掲げる低公害生産設備等の設置（以下「低公害型生産設備等の設置」という。）に要する資金
低公害自動車等購入資金	別表第4に掲げる自動車の購入又は買換え（「低公害自動車等の購入」という。）に要する資金
土壌汚染対策資金	別表第5に掲げる法令の規定に基づく土壌汚染の調査、除去、当該汚染の拡散の防止に要する資金

（融資の対象）

第6条 融資の対象者は、次に掲げる要件を備えている中小企業者とする。

- （1）自己資金のみでは、公害防止施設の設置、工場等の移転、低公害型生産設備等の設置、低公害自動車等の購入又は土壌汚染の対策（以下「施設の整備等」という。）が困難であること。
- （2）原則として市内において1年以上継続して同一事業を営んでいること。
- （3）融資を受けた資金の償還及び当該資金に係る利子の支払いについて、十分な返済能力を有すること。
- （4）金融機関との間に、取引停止の状態にないこと。
- （5）融資の申込金額について、原則として、川崎市信用保証協会（以下「保証協会」という。）の信用保証を受けられること。
- （6）市税を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、融資の対象者としなない。

- （1）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- （2）暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- （3）法人にあっては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

（融資の条件）

第7条 融資の条件は、次に定めるとおりとする。

融 資 限 度 額	会社及び個人 50,000,000円以内 中小企業等協同組合 100,000,000円以内 ただし、この要綱と同種の目的を有する他の制度から借り受け又は助成を受けた金額は、融資の対象が同一である場合に、所要経費から控除する。
融 資 利 率	融資の実行時の長期プライムレートに、資金の種類ごとに別表第6に定める率を加算したものを上限とする。
融 資 期 間	3,000,000円以下の場合3年以内 3,000,000円を超える場合5年以内 6,000,000円を超える場合10年以内（ただし、低公害型生産設備等設置資金及び低公害自動車等購入資金にあつては5年以内） なお、上記の期間には、1年以内の据置期間を含む。
償 還 方 法	割賦返済とする。ただし、一時に返済することができる。
保 証 人 ・ 担 保	原則として、法人は代表者を連帯保証人とし、個人事業主は不要とするとともに、担保は必要に応じて徴する。
信 用 保 証	原則として保証協会の信用保証を付すものとする。
保 証 料 率	保証協会所定の保証料率による。

（資格認定）

第8条 融資を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、川崎市公害防止資金融資申込書（兼 資格認定申込書）（第1号様式）（以下「資格認定申込書」という。）に別表第7に定める書類を添えて市長に申し込まなければならない。

- 2 市長は、前項に定める資格認定申込書を受け付けた場合においては、必要な調査を行い、別に定める川崎市公害防止資金融資審査会でその内容を審査し、認定の可否を川崎市公害防止資金融資資格可否認定書（第3号様式）（以下「認定書」という。）により申込者に通知するものとする。

（融資の実行等）

第9条 申込者のうち前条により認定を受けた者（以下「融資資格認定者」という。）は、交付された認定書に必要書類を添えて、取扱金融機関に融資を申込みものとする。

- 2 取扱金融機関は、前項により融資申込みを受けたときは、速やかに審査し、適当と認めた者に融資を行うものとする。
- 3 取扱金融機関は、前項の審査結果について、川崎市公害防止資金融資審査結果報

告書（第4号様式）により、市長に報告するものとする。

- 4 保証協会は、取扱金融機関から保証の要請を受けたときは、速やかに信用調査を行い、保証を付すことが適当と認めたものについては、取扱金融機関へ保証の承諾を行うものとする。

（着手報告等）

- 第10条 融資資格認定者は、施設の整備等について、着手したときは施設整備等着手届（第5号様式）により、完了したときは施設整備等完了届（第6号様式）により、その旨を別表第7に定める書類を添えて市長に届け出なければならない。

（借受者の遵守事項）

- 第11条 融資を受けた者（以下「借受者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）融資を受けた資金を、この要綱に定める以外の目的に使用しないこと。
- （2）公害防止計画を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- （3）工場等の移転の跡地を、公害を発生させるおそれのある事業を営む者に譲渡し、若しくは貸与し、又は公害の原因となる利用に供しないこと。
- （4）川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年川崎市規則第7号）第17条の規定に違反しないこと。なお、同規則第17条第2号の規定により市長が定める財産は、融資の対象とする公害防止装置及び当該装置に附属する設備、低公害生産設備等、低公害自動車等とし、同規則ただし書きの規定により市長が定める期間は融資を受けた資金の償還を終えるまでの期間とする。

（融資資格認定の取消し等）

- 第12条 市長は、融資資格認定者又は借受者が、次の各号のいずれかに該当するときは、融資資格の認定を取り消すことができる。

- （1）虚偽その他不正な行為により融資資格の認定を受けたとき。
- （2）融資の資格認定を受けた日から3か月以内に施設の整備等に着手しないとき。
- （3）正当な理由がなく施設の整備等を中止したとき。
- （4）前条各号に掲げる遵守事項に違反したとき。
- （5）前各号に掲げるほか、公害の防止上必要な市長の指示に従わないとき。
- （6）第6条第2項各号に掲げる者であるとき。

（報告）

- 第13条 取扱金融機関は、毎年12月末日現在の融資の状況を、翌月末日までに、川崎市公害防止資金融資状況報告書（第7号様式）により市長に報告するものとする。ただし、借受者の返済に遅延が生じた場合は速やかに報告するものとする。

（利子の補給）

- 第14条 市長は、予算の範囲内において、川崎市公害防止資金利子補給要綱（以下

「利子補給要綱」という。)の定めるところにより、借受者が取扱金融機関との契約により融資期間中に支払った利子について補給を行うものとする。

2 市長は、第12条各号により融資資格の認定を取り消したときは、既に交付した利子補給金の全部若しくは一部を返還させることができる。その際に発生する加算金及び延滞金の徴収については、利子補給要綱の定めるところとする。

(個人情報外部提供)

第15条 市長は、必要に応じて、申込者等が第6条第2項各号のいずれかに該当するか否かを、神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に市長が定めるものとする。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行し、同日以後に融資の申込みをしたものから適用する。

(川崎市公害防止資金融資要綱の廃止)

2 川崎市公害防止資金融資要綱(昭和47年4月1日制定)は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の際現に附則第2項の規定による廃止前の川崎市公害防止資金融資要綱(以下「旧要綱」という。)第11条の規定により融資の実行がなされている融資については、なお従前の例による。

4 この要綱(以下「新要綱」という。)の施行の際現に旧要綱の規定による融資の残高のあるものについては、次の表の旧要綱による規定の欄に掲げるものを、新要綱による規定の欄に掲げるものに読み替えるものとする。

旧要綱による規定	新要綱による規定
施設の設置等	公害防止施設設置資金
工場等の移転	工場移転資金
低公害設備等(ただし、七都県市指定低公害車の購入は除く。)	低公害型生産設備等設置資金
低公害設備等(ただし、七都県市指定低公害車の購入に限る。)	低公害自動車等購入資金

附 則

(施行期日)

この改正要綱は、平成14年12月1日から施行し、同日以後に融資の申込みをしたものから適用する。

附 則

(施行期日)

この改正要綱は、平成15年4月1日から施行し、同日以後に融資の申込みをしたものから適用する。

附 則

(施行期日)

この改正要綱は、平成15年9月10日から施行し、平成15年4月1日から適用する。ただし、適用日前に融資の申込みをしたものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)

この要綱は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第5条関係）

1 公害防止装置等は、次に定めるとおりとする。

公害の種類	公害防止施設	公害防止装置
大気汚染関係	ばいじんその他の有害物質（粒子状のもの）の処理施設	集じん又は除じん装置（重力沈降、慣性分離、遠心力分離、ろ過、洗滌、電気捕集若しくは音波凝集の方法により集じん又は除じんするもの。以下本表において同じ）
	硫黄酸化物その他の有害物質の処理施設	硫黄酸化物その他の有害物質の処理装置（洗滌吸収、中和又は吸着の方法により処理するもの）
	粉じん処理施設	集じん又は除じん装置、散水、被覆、又は密閉により粉じんの発生を防止する施設
	揮発性有機化合物の排出を抑制する施設	燃焼装置、凝縮装置、吸着装置、分解装置、分離装置、密閉装置、被覆装置（浮き屋根）、蒸気返還装置
水質汚濁関係	汚水処理施設	汚水処理装置（浮上、分離、ろ過、吸着、濃縮、ばっ気、洗滌、冷却、中和、酸化、還元、燃焼、沈でん、イオン交換、生物化学的処理又は殺菌により処理するもの）
騒音・振動関係	騒音又は振動防止	遮音塀 遮音壁（通常の工場建築物を構成する部分を除きもっぱら騒音防止の用に供するもの） 消音器 消音装置（もっぱら騒音防止の用に供するもの） つり基礎
地盤沈下関係	工業用水道又は水道への転換施設	地盤沈下を防止するため、用水源を井戸から工業用水道又は水道へ転換する装置（工業用水道又は水道の水を受水、着水、貯水（沈でんを含む。）送水、冷却、冷凍若しくはろ過するもの）
悪臭関係	悪臭処理施設	悪臭物質の処理装置（熱分解、洗滌、吸収、中和吸着、イオン交換、酸化、還元、電気捕集、化学的処理又は希釈により処理するもの） 悪臭物質を密閉するための施設
産業廃棄物関係	産業廃棄物処理施設	産業廃棄物処理装置（焼却、脱水、乾燥、圧縮、分離、破砕、中和、無毒化、安全化又は生物化学的処理による処理するもの）

分析・測定関係	公害防止用分析機器	光分析装置、電気化学分析装置、電磁気分析装置、ガス分析装置、クロマト分析装置、滴定装置、炭化水素分析装置、物理的分析装置、流動計、圧力計、騒音測定装置、BOD測定装置、粉じん測定装置、温度計及び資料採取装置（計測値の伝送指示・積算・記録用装置、警報用装置及び自動制御装置を含む）でもっぱら公害防止の用に供するもの
その他、もっぱら公害防止の用に供するもので、市長が特に必要と認めたもの		

2 公害防止装置に附属する設備は、次に定めるとおりとする。

公害の種類	公害防止装置に附属する設備
大気汚染関係	ガス導管 ガス冷却器 通風機 空気圧縮機（バグフィルターに附着したばいじん及び粉じんを除くためのもの） 変圧器及び整流器（電機捕集の方法により集じんする装置に附属するもの） ダスト取出機 ダスト運搬機 ダスト貯留機 水管 塔及び槽（洗浄液を供給するためのもの） 水路、ポンプ、池及び槽（洗浄廃液を処理するためのもの） 洗浄液再生装置 ミスト除去装置（これに附属する変圧器及び整流器を含む） 自動調整装置
地盤沈下関係	用水管用弁開閉装置 電動機 自動調整装置、地下水揚水量測定装置
悪臭関係	ガス導管 ガス冷却器 通風器 変圧器及び整流器（電機捕集の方法により集じんする装置に附属するもの） 水管 塔及び槽（洗浄液を供給するためのもの） 水路、ポンプ、池及び槽（洗浄廃液を処理するためのもの） 洗浄液再生装置

	吸着剤再生装置 ミスト除去装置（これに附属する変圧器及び整流器を含む） 自動調整装置
その他、市長が必要と認めたもの	

別表第2（第5条関係）

工場等の移転は、次の表の移転前の地域の欄に掲げる地域から、移転後の地域の欄に掲げる地域への移転に限るものとする。

移転前の地域	移転後の地域
(1) 第一種低層住居専用地域 (2) 第二種低層住居専用地域 (3) 第一種中高層住居専用地域 (4) 第二種中高層住居専用地域 (5) 第一種住居地域 (6) 第二種住居地域 (7) 準住居地域 (8) 田園住居地域 (9) 近隣商業地域 (10) 商業地域 (11) 準工業地域	(1) 準工業地域（ただし、移転前の地域が、移転前の地域の欄に掲げる（1）から（7）までの地域に限る。） (2) 工業地域 (3) 工業専用地域

備考 「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」、「田園住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」、「工業地域」及び「工業専用地域」とは、それぞれ都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、「田園住居地域」、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいう。

別表第3（第5条関係）

現に業務用に使用している燃焼機器等を同程度の規模又は能力を有する、次に定める低公害型生産設備等に更新する場合に限る。

1 低NO_x燃焼施設等

融資の対象となる設備の要件	融資の対象となる経費
<p>(1) 大気汚染防止法対象のばい煙発生施設を、次に掲げるいずれかの施設に更新するものに限る。なお、更新後の施設数が複数の場合、個々の施設の規模又は能力を合算し、更新前のばい煙発生施設の規模又は能力と同程度であることとする。</p> <p>ア 環境への負荷の低減に関する指針（平成22年川崎市告示第281号）別表1の施設種別の欄に掲げる施設であって、同表右欄に掲げる性能を有するもの</p> <p>イ 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例規則別表第1の50の項に掲げる作業に用いるガス発生炉を有する燃料電池</p> <p>ウ 電動ヒートポンプ</p> <p>(2) 大気汚染防止法対象外の小規模燃焼施設</p> <p>環境への負荷の低減に関する指針（平成22年川崎市告示第281号）別表2の機器の種類別の欄に掲げる機器であって、それぞれの機器の種類に応じ、同表の気体燃料の欄又は液体燃料の欄に掲げる性能を有するもの</p>	<p>(1) 本体価格</p> <p>(2) 設備工事費</p> <p>(3) 運搬費</p>

2 テトラクロロエチレン処理装置一体型ドライクリーニング施設（ドライクリーニング施設からの更新に限る。）

融資の対象となる設備の要件	融資の対象となる経費
<p>テトラクロロエチレンの排煙及び排水処理装置がドライクリーニング施設本体に内蔵されたもので、かつ、当該施設から排出されるテトラクロロエチレンの濃度について、排出ガス中の濃度は30ppm以下で、かつ、排水水中の濃度は1リットルにつき0.1ミリグラム以下（排水処理の方法が蒸発型のものを含む。）のもの</p>	<p>(1) 本体価格</p> <p>(2) 設備工事費</p> <p>(3) 運搬費</p>

別表第4（第5条関係）

1 九都県市指定低公害車の購入

融資の対象となる自動車の要件	融資の対象となる経費
<p>(1) 九都県市低公害車指定制度により指定された電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、ガソリン自動車、LPG自動車又はディーゼル自動車で、未使用かつ未登録のもの（ただし、乗用車及び軽貨物車を除き、かつ事業用車に限る。）</p> <p>(2) 購入後、川崎市内に使用の本拠の位置を置くもの</p>	<p>(1) 車両本体価格（値引き額を除く。）</p> <p>(2) 特別仕様（業務上必要とするもの）</p> <p>(3) 付属品（仕様上一般的に必要なとするもの）</p> <p>(4) 税金（当初必要な自動車税、自動車重量税、自動車取得税、及び消費税）</p> <p>(5) 保険（当初必要な自動車損害賠償責任保険）</p> <p>(6) 登録諸費用（当初必要と認められる登録費用）</p>

別表第5（第5条関係）

次に定める法令の規定に基づく対策に限る。

融資の対象となる対策の要件	融資の対象となる経費
<p>(1) 土壤汚染対策法（以下「法」という。）第3条第1項及び第5条に基づく土壤汚染状況調査を行う為に必要な費用</p> <p>(2) 土壤汚染状況調査の結果、土壤の汚染状況が環境省令で定める基準を超えていた場合で、汚染の除去等の措置を行う場合に必要な費用（法第7条第1項、第2項、第3項及び第4項に規定する汚染の除去等の措置を行う場合を含む。）</p> <p>(3) 法第8条第1項の規定による請求に係る汚染の除去に要した費用</p> <p>(4) 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（以下「条例」という。）第81条第2項に規定する土壤調査等を行う為に必要な費用</p> <p>(5) 条例第82条第1項に規定する処理対策を行う為に必要な費用</p>	<p>(1) 調査に要する費用</p> <p>(2) 除去に要する費用</p> <p>(3) 拡散の防止に要する費用</p>

別表第6（第7条関係）

資金の種類	加算する率
公害防止施設設置資金	年率0.3パーセント
工場移転資金	
土壌汚染対策資金	
低公害型生産設備等設置資金	年率0.1パーセント
低公害自動車等購入資金	

別表第7（第8条関係、第10条関係）

1 川崎市公害防止資金融資申込書（第1号様式）に添付する書類

（1）各資金共通書類

ア 市税納税証明

イ 申込者及び連帯保証人の印鑑証明書

ウ 申込み資金に係る見積書

エ 法令に基づく許可書等の写し

オ 川崎市暴力団排除条例に基づく個人情報外部提供同意書（融資用）（第1号様式の2）

カ 申込者が法人の場合

（ア）商業登記簿謄本

（イ）決算書の写し

最新2期分（税務署受付印・勘定科目内訳明細のあるもの）

（ウ）定款の写し

キ 申込者が個人の場合

（ア）住民票

（イ）確定申告の写し

最新2期分（青色・白色申告書）税務署受付印のあるもの

（2）公害防止施設設置資金の場合

ア 公害防止計画書（第2号様式（1））

イ 工場等の案内図

ウ 工場等の建物及び機械の配置図

エ 公害防止装置等の仕様書又は設計図（カタログ等を含む。）

（3）工場移転資金の場合

ア 公害防止計画書（第2号様式（1））

イ 工場等の案内図（現在及び移転後のもの）

ウ 移転先の敷地の地積図

エ 工場等の建物及び機械の配置図（現在及び移転後のもの）

オ 移転先工場等の建物の設計図

カ 移転先建物に係る建築基準法第6条第4項の規定による確認の通知書の写し

キ 現在の工場等の跡地の利用制限に関する承諾書（誓約書・念書）

(4) 低公害型生産設備等購入資金の場合

- ア 公害防止計画書（低公害型生産設備用）（第2号様式（2））
- イ 工場等の案内図
- ウ 工場等の建物及び設置予定設備等の配置図
- エ 現に業務用に使用している生産設備等の仕様書、設計図（カタログ等を含む。）又は写真
- オ 更新する低公害型生産設備等の仕様書又は設計図（カタログ等を含む。）
ただし、環境への負荷の低減に関する指針（平成22年川崎市告示第281号）別表1に掲げる施設については、通常運転時又は一工程あたりの平均的なNO_x排出濃度を示す資料を添付する。

(5) 低公害自動車等購入資金の場合

- ア 公害防止計画書（自動車用）（第2号様式（3））
- イ 事業所及び使用の本拠の案内図
- ウ 購入予定車両の諸元表

(6) 土壌汚染対策資金の場合

- ア 公害防止計画書（第2号様式（4））
- イ 対策を要する土地等の案内図
- ウ 土壌調査の場合、調査の方法及び時期を記載した書類
- エ 処理対策の場合、土壌調査の結果
- オ 処理対策の場合、処理対策の方法及び工程を記載した書類

2 施設整備等着手届（第5号様式）に添付する書類

(1) 公害防止施設設置資金の場合

- ア 工事等契約書の写し
- イ 工事着工を確認できる写真

(2) 工場移転資金の場合

- ア 移転先の土地所有権、地上権又は賃借権の取得を証明する契約書等の写し

(3) 低公害型生産設備等購入資金の場合

- ア 工事等契約書の写し
- イ 工事着工を確認できる写真

(4) 低公害自動車等購入資金の場合

- 購入を確認できる契約書の写し

(5) 土壌汚染対策資金の場合

- ア 工事等契約書の写し

イ 工事等の着工を確認できる写真

3 施設整備等完了届（第6号様式）に添付する書類

（1）各資金共通書類

ア 工事代金等領収書の写し

イ 金銭消費貸借証書の写し

ウ 返済予定表の写し

（2）公害防止施設設置資金、工場移転資金、低公害型生産設備等購入資金及び土壌汚染対策資金の場合

ア 工事等の完了を確認できる写真

イ 工場等の移転にあつては、移転先の土地・建物登記簿謄本

（3）低公害自動車等購入資金の場合

ア 購入した車両の自動車検査証の写し

イ 購入した車両の写真（前面から撮影し、自動車登録番号が写っているもの）